

引き続き

稲作農家の皆さまへ

～これからも、需要に応じた米生産は必要です～

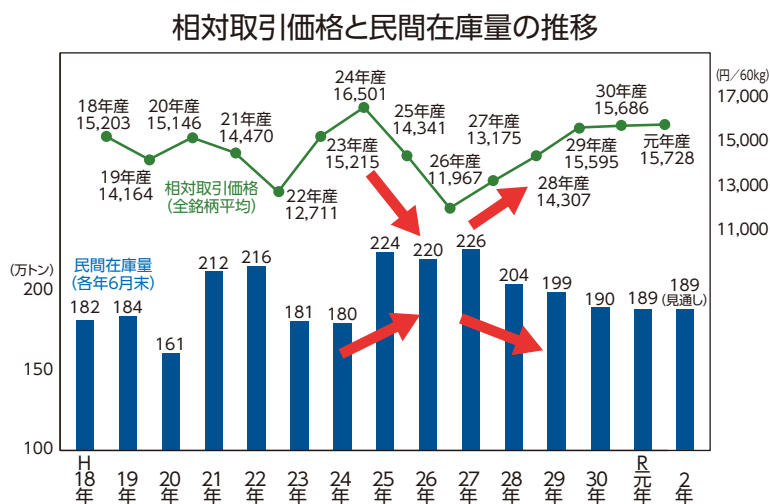
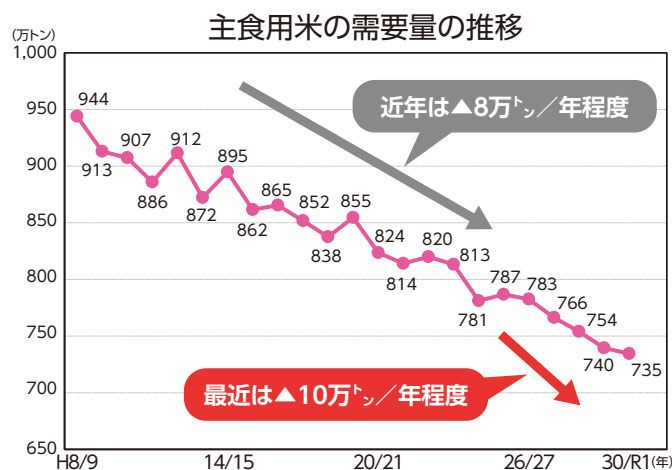
飼料用米などを作付けましょう!

米の需要量は、人口減少や食生活の変化等により、全国で年間約10万トン減少(1.9万ha相当)しています。

米の需給と価格の安定を図るためには、需要量に見合った生産を行うことが重要です。
今年も飼料用米を作付けするなど、需要に応じた生産を心掛けましょう。

生産量が需要量を上回り、生産過剰になると、米価下落が懸念されます。

- 主食用米の需要量は、これまで年間8万トンの減少とされてきましたが、最近では、人口が減少局面に入ったことなどにより、年間約10万トンの減少となり、減少幅が拡大しています。
- 民間在庫量が増えると、相対取引価格が下がる傾向がみられます。
一方、民間在庫量が減ると、相対取引価格が上がる傾向がみられます。



注:相対取引価格は、当該年度の出回りから翌年10月(30年度は翌年8月、元年度は当年11月)までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

資料出典:農林水産省「米をめぐる状況について(令和元年12月)」

飼料用米には、こんな経営メリットがあります!

- お手持ちの機械・施設を使って生産できます。
- 行政による支援が充実しており、安定した収入を確保できます。
- 飼料会社や畜産農家から、需要があります。
- 品種によっては、主食用米と収穫時期をずらして取り組むことができます。

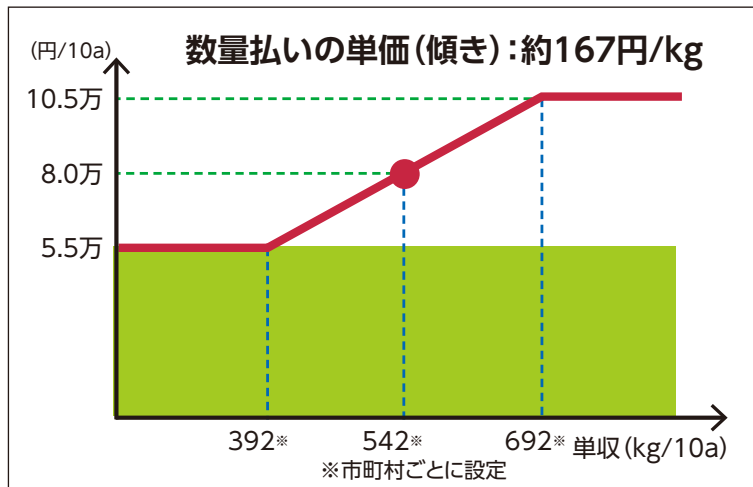
飼料用米の取組に対する支援の内容

国の支援策：水田活用の直接支払交付金

〈令和2年産の主な変更点〉

産地交付金において、飼料用米・米粉用米の多収品種加算(12,000円/10a)が見直され、飼料用米・米粉用米の複数年契約(3年以上)加算(12,000円/10a)が新設されました。

戦略作物助成…55,000～105,000円／10a「数量払い」



◆区分管理方式※の場合

392kg/10aで 55,000円/10a

692kg/10aで 105,000円/10a

◆一括管理方式※の場合

標準単収値を出荷し80,000円/10a

※管理方式については、最終ページを参照ください。

標準単収値はその年の作柄により調整されるため、出来秋以降に交付額が変動することがあります。

数量払の交付単価の計算方法(1円未満切り捨て)
交付単価=8万円+2.5万円/150kg×(10a当たり収量-標準単収値)
※5.5～10.5万円の範囲内

産地交付金(複数年契約(3年以上)の取組)…12,000円／10a【新設】

産地交付金(生産性向上等の取組)…令和元年度の当初設定の単価

2,800円程度／10a(取組が1つの場合)、又は3,800円程度／10a(取組が複数の場合)

作業の効率化、省力化、環境保全技術等の対象となる取組を導入した場合に対象となります。

県の支援策

飼料用米の取組に対する助成：飼料用米等拡大支援事業

- 定着支援型:継続して飼料用米等に取り組む面積に対して助成

主食用品種での取組 1,500円以内／10a

多収品種での取組 3,000円以内／10a

- 拡大支援型:これまで※と比べ、転作を拡大した面積に対して助成

主食用品種での拡大 5,000円以内／10a

多収品種での拡大 10,000円以内／10a

- 多収品種による5ha以上の団地化:4,000円以内／10a

施設整備事業：飼料用米・加工用米等流通加速化事業

- 飼料用米の生産に必要なフレコンバッグ用計量ユニット(計量器、貯留タンク、昇降機)、粃乾燥機、フォークリフトの導入費用を助成(補助率:総事業費の1/3以内)

〈多収品種とは〉

国選定25品種:「べこあおば」「夢あおば」など
県選定2品種:「アキヒカリ」「初星」

※「ふさこがね(ちば28号)」は含まれません。

市町村の支援策(上乗せ加算)

市町村により支援策の有無や内容、要件が異なります。

飼料用米を作付けた場合の収入試算

飼料用米の収入は、国や県などからの助成金が占める割合が高いため、出来秋の米価の変動を受けず、安定した収入を確保することができます。

令和2年産における 10a当たり収入試算額	飼料用米は 主食用品種で 標準単収 【一括管理】	飼料用米は 多収品種で 60kg/10a増収 【区分管理】	飼料用米は 多収品種で 150kg/10a増収 【区分管理】
販売価格 (円/kg)	10	10	10
収量 (kg/10a)	542	602	692
販売収入 (円)	5,420	6,020	6,920
戦略作物助成 (円)	80,000	90,000	105,000
産地交付金 (生産性向上) (円)	2,800	2,800	2,800
産地交付金 (複数年契約) (円)	12,000	12,000	12,000
県助成 (定着支援型) (円)	1,500	3,000	3,000
収入試算額 (円)	101,720	113,820	129,720

〈飼料用米を拡大した場合〉

県助成 (拡大支援型) (円)	+	+	+
H29年産からR1年産までの最も大きい転作面積と比べ、拡大した面積に対し	5,000	10,000	10,000

※県助成 (拡大支援型) と県助成 (定着支援型) は重複して助成を受けることができません。

〈さらに多収品種を団地化すると〉

県助成 (多収品種の団地化) (円)	+	+
多収品種5ha以上団地化した面積に対し	—	4,000

上記の他、市町村助成が追加される場合があります。

- 国の支援策において、飼料用米の多収品種に対する12,000円/10aの助成は無くなりましたが、3年以上の複数年契約に取り組めば、多収品種では令和元年産と同額、主食用品種では令和元年産より増額の助成となります。
- 戦略作物助成は数量払いであるため、多収が見込める多収品種での取組が有利です。
- 県助成では、多収品種の取組に対して助成単価が高く設定されています。

試算条件

- 10a当たり収量:542kg (令和2年産米の標準単収値(千葉県平均)、市町村ごとに異なります。)
- 飼料用米販売価格:600円/俵 (販売事例から) **地域や出荷先により販売価格は異なります。**
- 戦略作物助成、産地交付金、県助成:詳細は前ページをご参照ください。
- 生産者側と需要者側が、3年以上の複数年契約を締結した場合
- 産地交付金 (生産性向上等の取組):2,800円/10a (令和元年産の当初設定)
支払単価は国からの配分額や取組面積により決定されるため変動します。

飼料用米を保管、出荷、販売するときの注意点

飼料用米の保管、出荷、販売などに関するルールは、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)により、次の①～③のとおり定められています。今一度確認し、適正な取扱いをお願いします。

①用途外使用の禁止

- **一括管理方式** 原則として、契約数量を飼料用米として出荷すること。
- **区分管理方式** あらかじめ特定したほ場から収穫されたすべての米(ふるい下米を含む。)を飼料用米として出荷すること。
 - ⚠ 契約数量=出荷数量とはなりません。
 - ⚠ 出荷数量は30kg単位ではありません。端数も必ず出荷しましょう。

②保管中の措置

用途ごとに「別はい」にするなど、区分して保管し、「票せん」による掲示をすること。

- ⚠ 一括管理方式の場合は、飼料用米として特定された時点から他の米穀と区分して保管します。

③販売時の措置

包装等に用途を示す表示をすること。

- ⚠ 見やすい箇所への印刷、押印、シールの貼付けなど、鮮明に表示しましょう。
- ⚠ 販売をJAなどへ委託している場合は、JAなどが表示を行うこともあります。



※原寸大ではありません。

【表示方法】外円直径：30～40mm 肉幅：2～5mm 肉色：青色又は緑色

イネばか苗病対策

県下全域で、ばか苗病が問題となっています。ばか苗病を発生させないために、以下の対策に取り組みましょう。

●種子消毒を徹底しましょう。

特に効果の高い化学合成農薬(ヘルシードTフロアブルなど)を使用し、ラベルに記載の希釈倍率や薬液の温度、浸種の水温(10～15℃)を厳守するなど、適切な方法で種子消毒しましょう。

●保管・播種・浸種・育苗場所の清掃と資材の消毒を徹底しましょう。

稲わらやもみがら、米ぬかも伝染源になります。浸種～育苗のどの段階でも感染の可能性があります。

●種子更新を徹底しましょう。

やむを得ず自家採種する場合、発病ほ場や周辺で発病のあったほ場からは絶対に採種しないでください。

●発病苗箱は、そのまま使用しないでください。

苗箱で発病を見つけたら、発病苗とその周りの苗を抜き取り、周辺への感染を防ぎましょう。採種ほ周辺では、移植後も発病する恐れがあるため、発病苗箱は移植しないようにしましょう。

問合せ先

ご不明の点等がございましたら、最寄りの各機関へお問い合わせください。

- ◆ 地域農業再生協議会又は市町村農政担当課
- ◆ 千葉県農業再生協議会(千葉県 生産振興課内 043-223-2891)
- ◆ 千葉県 各農業事務所 企画振興課